

桑折町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯を対象に、住居費用、引越費用及びリフォーム費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費用 婚姻に伴い町内で新たに住宅を購入（婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅であること。）又は賃貸する際に要した費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った、住宅の購入費用、住宅の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を除く。）をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い町内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻に伴い町内の住宅をリフォームする際に要した費用（婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に実施した当該住宅のリフォームであること。）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることのできる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請時に夫婦の双方が対象となる住居に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 新婚世帯の婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であり、夫婦の合算した前年の所得額（以下、「所得額」という。）が500万円未満であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

2 前項第2号において、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は、民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費用、引越費用及びリフォーム費用を合算した額とし、婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円を上限に、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑折町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 申請日前年の夫婦の所得証明書及び夫婦の納税証明書
- (3) 夫婦の住民票謄本
- (4) 住宅の売買契約書及び支払いが証明できる書類（新たに住宅を購入した場合）
- (5) 住宅の賃貸借契約書及び支払いが証明できる書類（新たに住宅を賃貸した場合）
- (6) 住宅手当支給状況証明書（第2号様式）
- (7) 引越費用に係る領収書
- (8) リフォーム費用に係る領収書
- (9) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、桑折町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)
により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに桑折町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
変更をすることが適当と認めるときは、桑折町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前2条の規定により交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに桑折町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。